

千曲市小中学校中間教室設置要綱の一部を改正する告示について

千曲市小中学校中間教室設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市教育支援センター設置要綱

第1条中「集団適応指導」を「居場所を提供するとともに、児童生徒の必要に応じて集団指導」に、「学校復帰」を「社会的な自立」に、「中間教室」を「教育支援センター」に改める。

第2条中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条の表中

「

アプリコット
ひまわり
たんぽぽ

「

アプリコット教室
ひまわり教室
たんぽぽ教室

」を

」に改める。

第3条第1項中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、児童生徒は在籍学校にかかわりなく、どの教育支援センター教室にも通室することができる。

第4条中「中間教室に適応指導員」を「教育支援センターに指導員」に改め、同条第5号中「ほか、」の次に「社会的な自立に向けた」を加える。

第5条中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条ただし書中「児童生徒に応じて学校長と適応指導員が相談」を「児童生徒の状況に応じて所属校校長と指導員が協議」に改める。

第6条第1項中「中間教室」を「教育支援センター」に、「学校長」を「校長」に、「中間教室通室依頼書」を「教育支援センター通室依頼書」に改め、同条第2項中「中間教室」を「教育支援センター」に改め、同条第3項中「中間教室」を「教育支援センター」に、「学校長」を「校長」に、「中間教室退室届」を「教育支援センター退室届」に改める。

第7条第1項及び第2項中「適応指導員」を「指導員」に改め、同条第3項中「適応指導員」を「指導員」に改め、「、できる限り中間教室に足を運び」及び「、適応指導」を削り、同条第4項中「適応指導員」を「指導員」に改める。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号中

「中間教室通室依頼書」を
「教育支援センター通室依頼書」に、
「千曲市教育委員会 様」を
「(宛先)千曲市教育委員会」に、
「次の児童生徒を、中間教室「
」へ通室させたく依頼します。」を
「次の児童生徒を、教育支援センター「
」へ通室させたく依頼します。」に
改める。

様式第2号中

「中間教室退室届」を
「教育支援センター退室届」に、
「千曲市教育委員会 様」を
「(宛先)千曲市教育委員会」に、
「次の児童生徒を、中間教室「
」から退室させたく届出します。」を
「次の児童生徒を、教育支援センター「
」から退室させたく届出します。」
に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P 7855

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市小中学校中間教室設置要綱</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>令和4年6月10日文部科学省通知「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>令和4年6月10日文部科学省通知「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）の中で、次のように提言されている。</p> <p>『従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称としていただくよう、御検討をお願いします。』</p> <p>※千曲市では「中間教室」という呼称を使用している</p> <p>このことを踏まえ、「中間教室」を「教育支援センター」へ改称する。 併せて、「適応指導員」を「指導員」へ改称するとともに、必要な文言の改正を行う。</p>	

千曲市小中学校中間教室設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p style="text-align: center;"><u>千曲市小中学校中間教室設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 千曲市内の小中学校の不登校児童生徒を対象に、<u>集団適応指導</u> _____、学習指導、教育相談等、<u>学校復帰</u> _____に向けての指導援助（以下「相談指導等」という。）を行うため、<u>中間教室</u> _____を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>中間教室</u> _____の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 647 1115 946"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千曲ふれあいルーム</td> <td>千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）</td> </tr> <tr> <td>アプリコット_____</td> <td>千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内</td> </tr> <tr> <td>ひまわり_____</td> <td>千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内</td> </tr> <tr> <td>たんぼぼ_____</td> <td>千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内</td> </tr> <tr> <td>つばさ教室</td> <td>千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（通室対象）</p> <p>第3条 <u>中間教室</u> _____に通室できる児童生徒は、不登校の状態及び不登校傾向をもつ千曲市内の児童生徒とする。</p> <p>2 <u>前項の場合において、生徒は原則として在籍する中学校内の中間教室に通室するものとする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>中間教室に適応指導員</u> _____を配置し、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、_____必要な指導及び活動（指導日及び時間）</p>	名称	位置	千曲ふれあいルーム	千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）	アプリコット_____	千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内	ひまわり_____	千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内	たんぼぼ_____	千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内	つばさ教室	千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内	<p style="text-align: center;"><u>千曲市教育支援センター設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 千曲市内の小中学校の不登校児童生徒を対象に、<u>居場所を提供するとともに、児童生徒の必要に応じて集団指導、学習指導、教育相談等、社会的な自立</u> _____に向けての指導援助（以下「相談指導等」という。）を行うため、<u>教育支援センター</u> _____を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>教育支援センター</u> _____の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 647 2094 946"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千曲ふれあいルーム</td> <td>千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）</td> </tr> <tr> <td>アプリコット<u>教室</u></td> <td>千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内</td> </tr> <tr> <td>ひまわり<u>教室</u></td> <td>千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内</td> </tr> <tr> <td>たんぼぼ<u>教室</u></td> <td>千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内</td> </tr> <tr> <td>つばさ教室</td> <td>千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（通室対象）</p> <p>第3条 <u>教育支援センター</u> _____に通室できる児童生徒は、不登校の状態及び不登校傾向をもつ千曲市内の児童生徒とする。</p> <p>2 <u>前項の場合において、児童生徒は在籍学校にかかわらず、どの教育支援センター教室にも通室することができる。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>教育支援センターに指導員</u> _____を配置し、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>社会的な自立に向けた必要な指導及び活動</u> _____（指導日及び時間）</p>	名称	位置	千曲ふれあいルーム	千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）	アプリコット <u>教室</u>	千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内	ひまわり <u>教室</u>	千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内	たんぼぼ <u>教室</u>	千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内	つばさ教室	千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内
名称	位置																								
千曲ふれあいルーム	千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）																								
アプリコット_____	千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内																								
ひまわり_____	千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内																								
たんぼぼ_____	千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内																								
つばさ教室	千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内																								
名称	位置																								
千曲ふれあいルーム	千曲市大字桜堂4番地3（埴生小学校所属）																								
アプリコット <u>教室</u>	千曲市大字屋代810番地 屋代中学校内																								
ひまわり <u>教室</u>	千曲市大字桜堂100番地 埴生中学校内																								
たんぼぼ <u>教室</u>	千曲市大字稲荷山134番地 更埴西中学校内																								
つばさ教室	千曲市大字戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内																								

第5条 中間教室 _____ での相談指導等は、中間教室 _____ の設置校の登校日及び授業時間とする。ただし、個々の児童生徒に応じて学校長と適応指導員が相談して、登下校時刻を適宜決めることができる。

(手続等)

第6条 児童生徒及びその保護者が中間教室 _____ への通室を希望し、学校長がこれを適当と認めた場合には、学校長は、中間教室 _____ 通室依頼書 (様式第1号)を教育委員会に提出する。

2 中間教室 _____ への通室の申込みは、随時受け付けるものとする。

3 中間教室 _____ からの退室については、児童生徒の保護者の申出により学校長が中間教室 _____ 退室届 (様式第2号)を教育委員会に提出する。

(学級担任、保護者等の連携)

第7条 当該児童生徒の学級担任 (以下「学級担任」という。)と適応指導員は、目的達成のために緊密な連携に努めるものとする。

2 学級担任は、当該児童生徒の通室までの経過及び通室後把握した状況について、適応指導員と連絡を密にし、適応指導員は、児童生徒の指導状況を学級担任に連絡するものとする。

3 学級担任は、適応指導員と連携し、できる限り中間教室に足を運び、当該児童生徒の実情に応じて学習指導、適応指導等に努めるとともに、当該学級担任の属する小中学校は、学級担任を支援する体制を整えなければならない。

4 適応指導員は、必要に応じて児童生徒の保護者との面接相談、家庭訪問等を行うものとする。

第5条 教育支援センターでの相談指導等は、教育支援センターの設置校の登校日及び授業時間とする。ただし、個々の児童生徒の状況に応じて所属校校長と指導員が協議して、登下校時刻を適宜決めることができる。

(手続等)

第6条 児童生徒及びその保護者が教育支援センターへの通室を希望し、校長がこれを適当と認めた場合には、校長は、教育支援センター通室依頼書 (様式第1号)を教育委員会に提出する。

2 教育支援センターへの通室の申込みは、随時受け付けるものとする。

3 教育支援センターからの退室については、児童生徒の保護者の申出により校長が教育支援センター退室届 (様式第2号)を教育委員会に提出する。

(学級担任、保護者等の連携)

第7条 当該児童生徒の学級担任 (以下「学級担任」という。)と指導員は、目的達成のために緊密な連携に努めるものとする。

2 学級担任は、当該児童生徒の通室までの経過及び通室後把握した状況について、指導員と連絡を密にし、指導員は、児童生徒の指導状況を学級担任に連絡するものとする。

3 学級担任は、指導員と連携し_____、当該児童生徒の実情に応じて学習指導_____等に努めるとともに、当該学級担任の属する小中学校は、学級担任を支援する体制を整えなければならない。

4 指導員は、必要に応じて児童生徒の保護者との面接相談、家庭訪問等を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。